

平成21年中のサイバー犯罪の検挙状況等について

1 サイバー犯罪の検挙状況

平成21年中のサイバー犯罪(情報技術を利用する犯罪)の検挙件数は6,690件で前年より369件(5.8%)増加。平成17年から過去5年間で約2倍に増加し、統計を取り始めてから過去最多。 [1頁]

(1) 不正アクセス禁止法違反

不正アクセス禁止法違反は2,534件で前年より794件(45.6%)増加。平成12年の不正アクセス禁止法施行後、最多。

(2) コンピュータ・電磁的記録対象犯罪

コンピュータ又は電磁的記録を対象とした犯罪は195件で前年より52件(21.1%)減少。

(3) ネットワーク利用犯罪

ネットワーク利用犯罪は3,961件で前年より373件(8.6%)減少。

ネットワーク利用詐欺が減少(1,280件、前年比-228件、-15.1%)。

インターネット・オークション利用詐欺は減少(522件、前年比-618件、-54.2%)。

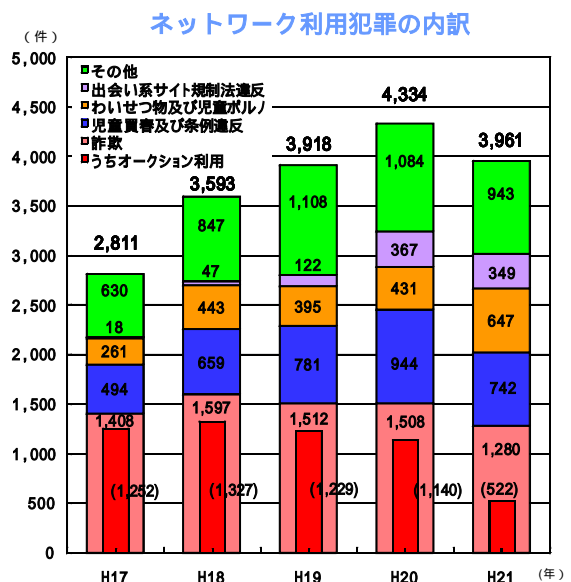
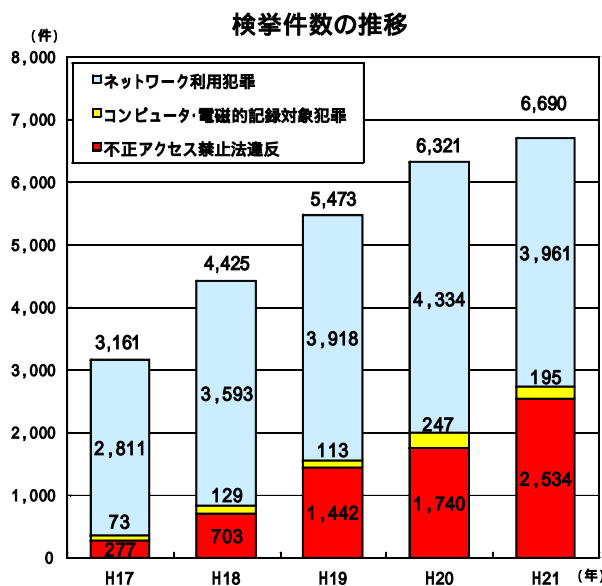
これは、警察の要請を受け、大手事業者が受取り後決済サービス(注)などの導入をしたことが功を奏したものの。

(注)落札者が入金した代金をネット銀行が一時預かり、商品受取り後に出品者に代金を入金するシステム。

児童買春及び青少年保護育成条例違反は減少(742件、前年比-202件、-21.4%)。

わいせつ物頒布等及び児童ポルノ事犯は増加(647件、前年比+216件、+50.1%)。

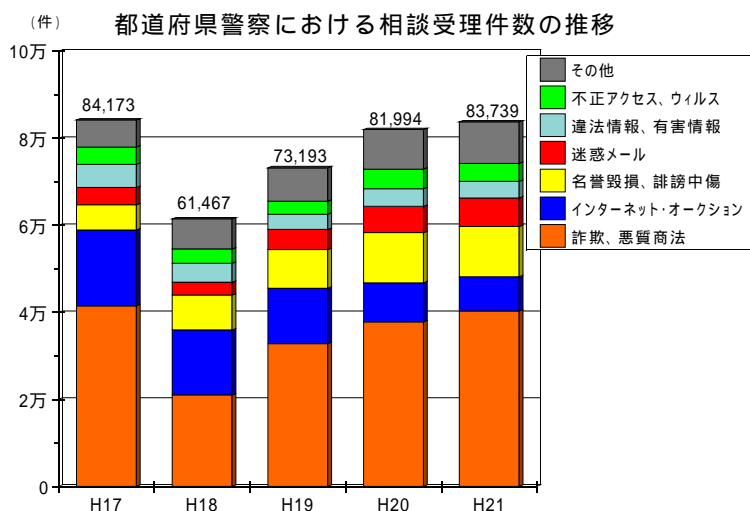
出会い系サイト規制法違反は減少(349件、前年比-18件、-4.9%)。



2 サイバー犯罪等に関する相談状況

平成21年中に都道府県警察の相談窓口で受理したサイバー犯罪等に関する相談件数は83,739件で、前年より1,745件(2.1%)増加。[4頁]

「インターネット・オークション」に関する相談が減少(7,859件、前年比 - 1,131件、 - 12.6%)する一方、「詐欺・悪質商法」(40,315件、前年比 + 2,521件、 + 6.7%)、「迷惑メール」(6,538件、前年比 + 500件、 + 8.3%)に関する相談などが増加。「詐欺・悪質商法」のうち、25,856件、64.1%が架空請求メールに関するもの。



3 インターネット上の自殺予告事案への対応

インターネット上の自殺予告事案について、平成21年中に都道府県警察がプロバイダ等から情報開示を受け対応した件数及び人数は、223件228人。(前年比 + 43件、 + 32人)

(1) 認知の端緒

本人によるものが13件(-2件)、一般からの通報が99件(+7件)、サイト管理者からの通報が74件(+27件)、インターネット・ホットラインセンターからの通報が4件(-4件)、その他33件であった。

(2) 対応状況

自殺を図った者は11人(+1人)、うち死亡者2人(-5人)、救護等により存命した者9人(+6人)。

自殺のおそれのある78人(-14人)に対し、本人への説諭、家族への監護依頼等の自殺の防止措置を実施。

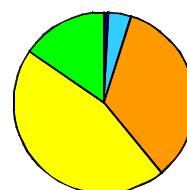
自殺のおそれのない、いたずら等は104人(+30人)。

書込者が判明しなかったものは35人。

自殺により死亡	2人
自殺を図ったが、救護等により存命	9人
自殺のおそれあり(説諭等実施)	78人
自殺のおそれなし(いたずら等)	104人
書込者が判明せず	35人
合計	228人

このうち、警察官による発見、救護は4人。

自殺予告者の概況(人数比)



4 今後の対策

インターネットが国民の日常生活の場、日常的な経済取引の場となりつつあり、サイバー犯罪も急速に増加していることから、警察において取締りの強化を図るとともに、国民・事業者に対して注意喚起を行い、サイバー犯罪に強い社会づくりを目指す。

(1) 取締りの強化

各種教養を通じて、警察署を含めたサイバー犯罪対応能力の向上を図り、サイバー犯罪の取締りを強化する。

(2) 違法情報対策の推進

インターネット上の違法情報を把握し、児童ポルノなど悪質事犯に重点を指向した取締りと被害防止対策を推進する。

違法情報の投稿者だけでなく、違法情報の投稿、書き込みを認識しながらそのまま放置しているサイト管理者の刑事責任の追及をも視野に入れた捜査を行う。

(3) 国民に対する注意喚起の推進

最近のサイバー犯罪の検挙状況を分析し、警察庁ホームページ内の「インターネット安全・安心相談」の回答項目の充実を図るなど、被害防止の観点から国民に注意喚起を行う。

(4) インターネット上の自殺関連情報対策の推進

インターネット上の自殺予告事案を把握した場合は、引き続き迅速に発信者を特定し自殺防止に係る措置を行う。

平成21年中のサイバー犯罪の検挙及び相談状況について

第1 サイバー犯罪の検挙状況

1 検挙件数

事 名	年					前年比増減		
	H17	H18	H19	H20	H21			
不正アクセス禁止法違反	277	703	1,442	1,740	2,534	+	794 (+ 45.6%)	
コンピュータ・電磁的記録対象犯罪	73	129	113	247	195	-	52 (- 21.1%)	
電子計算機使用詐欺	49	63	74	220	169	-	51 (- 23.2%)	
電磁的記録不正作出・毀棄等	17	56	34	20	22	+	2 (+ 10.0%)	
電子計算機損壊等業務妨害	7	10	5	7	4	-	3 (- 42.9%)	
ネットワーク利用犯罪	2,811	3,593	3,918	4,334	3,961	-	373 (- 8.6%)	
詐欺	1,408	1,597	1,512	1,508	1,280	-	228 (- 15.1%)	
うちオークション利用詐欺	1,252	1,327	1,229	1,140	522	-	618 (- 54.2%)	
児童買春・児童ポルノ法違反(児童ポルノ)	136	251	192	254	507	+	253 (+ 99.6%)	
児童買春・児童ポルノ法違反(児童買春)	320	463	551	507	416	-	91 (- 17.9%)	
出会い系サイト規制法違反	18	47	122	367	349	-	18 (- 4.9%)	
青少年保護育成条例違反	174	196	230	437	326	-	111 (- 25.4%)	
わいせつ物頒布等	125	192	203	177	140	-	37 (- 20.9%)	
その他	著作権法違反	128	138	165	144	188	+	44 (+ 30.6%)
	商標法違反	109	218	191	192	126	-	66 (- 34.4%)
	上記以外	393	491	752	748	629	-	119 (- 15.9%)
合 計	3,161	4,425	5,473	6,321	6,690	+	369 (+ 5.8%)	

その他の「上記以外」には、名誉毀損、脅迫、覚せい剤取締法違反等の薬物事犯、売春防止法、児童福祉法、犯罪収益移転防止法、薬事法等の違反がある。

ネットワーク利用犯罪の定義

犯罪の構成要件に該当する行為についてネットワークを利用した犯罪、又は構成要件該当行為でないものの、犯罪の実行に必要な手段としてネットワークを利用した犯罪をいう。例えば、児童買春及び青少年保護育成条例違反については、ネットワーク上で連絡を取り合った者同士がネットワーク上において性交等に合意している場合に限って計上している。

2 サイバー犯罪の罪名別割合

事 名	年					前年比増減	
	H17	H18	H19	H20	H21		
不正アクセス禁止法違反	8.8%	15.9%	26.3%	27.5%	37.9%	+ 10.4	
コンピュータ・電磁的記録対象犯罪	2.3%	2.9%	2.1%	3.9%	2.9%	- 1.0	
電子計算機使用詐欺	1.6%	1.4%	1.4%	3.5%	2.5%	- 1.0	
電磁的記録不正作出・毀棄等	0.5%	1.3%	0.6%	0.3%	0.3%	0.0	
電子計算機損壊等業務妨害	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0	
ネットワーク利用犯罪	88.9%	81.2%	71.6%	68.6%	59.2%	- 9.4	
詐欺	44.5%	36.1%	27.6%	23.9%	19.1%	- 4.8	
うちオークション利用詐欺	39.6%	30.0%	22.5%	18.0%	7.8%	- 10.2	
児童買春・児童ポルノ法違反(児童ポルノ)	4.3%	5.7%	3.5%	4.0%	7.6%	+ 3.6	
児童買春・児童ポルノ法違反(児童買春)	10.1%	10.5%	10.1%	8.0%	6.2%	- 1.8	
出会い系サイト規制法違反	0.6%	1.1%	2.2%	5.8%	5.2%	- 0.6	
青少年保護育成条例違反	5.5%	4.4%	4.2%	6.9%	4.9%	- 2.0	
わいせつ物頒布等	4.0%	4.3%	3.7%	2.8%	2.1%	- 0.7	
その他	著作権法違反	4.0%	3.1%	3.0%	2.3%	2.8%	+ 0.5
	商標法違反	3.4%	4.9%	3.5%	3.0%	1.9%	- 1.1
	上記以外	12.4%	11.1%	13.7%	11.8%	9.4%	- 2.4
合 計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		

3 平成21年の主なサイバー犯罪検挙事例

不正アクセス禁止法違反

被疑者（無職・男・21歳）は、他人の識別符号を使用して、インターネットバンキングのサーバコンピュータに不正アクセス行為を行い、預金口座から電子マネーを購入した後、現金に換金した。

電子計算機使用詐欺罪、私電磁的記録不正作出・同供用罪でも検挙。

（4月・京都府）

被疑者（会社員・男・44歳）は、関連会社社員の識別符号を使用して、会社内の顧客データベースのコンピュータに不正アクセス行為を行い、顧客情報を不正に入手し、会社所有の電磁的記録媒体に保存して持ち出した。

窃盗罪でも検挙。

（6月・警視庁）

被疑者（自営業・男・35歳）は、インターネットカフェにおいて、他人の識別符号を使用してインターネットバンキングのサーバコンピュータに不正アクセス行為を行い、他人の口座から自己が管理する他人名義の銀行口座に不正に送金した。

電子計算機使用詐欺罪、組織的犯罪処罰法違反でも検挙。

（7月・石川県）

コンピュータ・電磁的記録対象犯罪

【私電磁的記録不正作出・同供用】

被疑者（無職・男・51歳）らは、インターネット・オークションサイトに他人の住所、氏名等を使用して会員登録をした上で、インターネット上の掲示板で他人名義の識別符号や銀行口座を販売すると書き込んで誘引した。

犯罪収益移転防止法違反でも検挙。

（5月・京都府・愛知県）

ネットワーク利用犯罪

【詐欺】

被疑者（会社役員・男・30歳）らは、インターネット・オークション会社を装って、サーバに不具合が生じた事実がないにもかかわらず、サーバの修理費用を要求する架空の支払請求の電子メールを送信して、この電子メールを閲覧した者に修理費用を支払わなければならないと誤信させ、電子マネーをだまし取った。

（7月・大分県）

【児童買春・児童ポルノ法違反】

被疑者（公務員・男・31歳）らは、インターネット上の携帯電話向けの児童ポルノ専用掲示板に児童ポルノ画像を投稿して、公然と陳列した。

また、この児童ポルノ専用掲示板を開設していた被疑者（会社員・男・27歳）も、児童ポルノ画像を同掲示板に掲載し、不特定多数の閲覧者に対して公然と陳列した。

（12月・神奈川県）

【著作権法違反】

被疑者（会社員・男・44歳）は、著作権者の許諾を得ないで、映画をパソコンのハードディスクに記憶蔵置させ、インターネットに接続させた状態の下、ファイル共有ソフト「share」を利用して公衆送信し、著作権を侵害した。

同種事件で、北海道、秋田県、警視庁、埼玉県、三重県、兵庫県、岡山県、徳島県、佐賀県警察が全国一斉検挙。

（11月・京都府）

【著作権法違反】

被疑者（会社役員・男・40歳）らは、著作権者の許諾を得ないで、日本国内で放送されたテレビ番組をサーバに記憶蔵置し、海外居住の日本人向けにインターネット配信して、著作権を侵害した。

（5月・警視庁）

【麻薬特例法違反】

被疑者（無職・女・34歳）は、薬物の譲渡及び使用の仲間を募集するインターネット掲示板を開設し、同掲示板を使用して薬物の譲渡が行われることを認識しながら、書き込みを削除することなく放置して、あおり・唆し行為を幫助した。

（3月・千葉県）

【携帯電話不正利用防止法違反】

被疑者（無職・女・40歳）は、インターネット上の掲示板に、「飛ばしチップ売ります」などと書き込み、携帯電話会社の承諾を得ず、携帯電話機及び携帯電話用ICチップ（SIMカード）を販売した。

（2月・警視庁）

【公然わいせつ】

被疑者（会社役員・男・48歳）らは、インターネット上のチャットを使用して、不特定の利用者に対し、リアルタイムで女性のわいせつな動画を公然と陳列した。

（10月・警視庁）

第2 サイバー犯罪等に関する相談状況

都道府県警察のサイバー犯罪相談窓口等に寄せられたサイバー犯罪等に関する相談の受理件数は次のとおり。

1 相談受理件数の推移

(単位：件)

区分	年	H17	H18	H19	H20	H21	増減
詐欺・悪質商法に関する相談 (インターネット・オークション関係を除く)		41,480	21,020	32,824	37,794	40,315	+2,521 (+6.7%)
架空請求メール		8,068	3,069	10,910	22,015	25,856	+3,841 (+17.4%)
不当請求メール		20,869	7,924	9,878	7,938	6,771	-1,167 (-14.7%)
その他		12,543	10,027	12,036	7,841	7,688	-153 (-2.0%)
インターネット・オークションに関する相談		17,451	14,905	12,707	8,990	7,859	-1,131 (-12.6%)
名誉毀損、誹謗中傷等に関する相談		5,782	8,037	8,871	11,516	11,557	+41 (+0.4%)
迷惑メールに関する相談		3,975	2,930	4,645	6,038	6,538	+500 (+8.3%)
違法・有害情報に関する相談		5,317	4,335	3,497	4,039	3,785	-254 (-6.3%)
不正アクセス、コンピュータ・ウイルスに関する相談		3,965	3,323	3,005	4,522	4,183	-339 (-7.5%)
その他		6,203	6,917	7,644	9,095	9,502	+407 (+4.5%)
合計		84,173	61,467	73,193	81,994	83,739	+1,745 (+2.1%)

2 主な相談事例

(1) 詐欺・悪質商法に関する相談

【架空請求・不当請求】

利用した覚えのないサイトの利用料金を請求するメールが届いた。

ホームページを閲覧していたとき、動画の再生をしようとクリックしただけで「登録ありがとうございます。料金を支払ってください」と表示された。

懸賞応募サイトや占いサイトを利用したところ、出会い系サイトに登録したことにされ、何かと理由をつけて料金を振り込むようメールで催促された。

(2) インターネット・オークションに関する相談

【詐欺被害】

オークションで落札し、代金を振り込んだが商品が送られてこない。

【違法品】

オークションで商品を買ったが、偽ブランド品、海賊版であった。

(3) 名誉毀損、誹謗中傷等に関する相談

掲示板に自分を誹謗中傷するような内容が書き込まれている。

掲示板に自分の写真や氏名、住所等が無断で掲載された。

掲示板の書き込みを削除させたいが、どうすればよいか。

(4) 迷惑メールに関する相談

勧誘のメールが一日に何通も届いて迷惑である。

「このメールを他人に送らないとあなたを殺す」旨のチェーンメールが届く。

わいせつな文章や画像が添付されたメールが送りつけられてくる。

(5) 違法情報、有害情報に関する相談

児童ポルノ画像を掲載しているホームページがある。

自殺の方法を掲載しているホームページがある。

(6) 不正アクセス、コンピュータ・ウイルスに関する相談

【不正アクセス】

ID・パスワードが勝手に使用され、オンラインゲーム用の仮想通貨とアイテムを盗まれた。

【コンピュータ・ウイルス】

ファイル共有ソフトを使用していたら、コンピュータ・ウイルスに感染してしまい、パソコンに保存していたデータがインターネット上に流出した。

(7) その他

利用した覚えのないクレジットカード決済がある。

3 「インターネット安全・安心相談」へのアクセス状況

(1) 「インターネット安全・安心相談」について

警察庁では、インターネット上での困りごと相談を受け付け、その対応策等を回答するウェブサイト「インターネット安全・安心相談」を開設している。

(<http://www.npa.go.jp/cybersafety/>)



(2) アクセス数の推移

	H17	H18	H19	H20	H21
件数	226,774件	393,234件	420,487件	298,450件	155,867件
1日平均	1,140件	1,077件	1,152件	815件	427件

平成17年は、6月16日からの件数。

第3 インターネット上の自殺予告事案への対応

1 認知の端緒

通報者	H18	H19	H20	H21	増減
本人	0件	17件	15件	13件	- 2件
一般	51件	58件	92件	99件	+ 7件
サイト管理者	6件	20件	47件	74件	+ 27件
インターネット・ホットラインセンター	0件	5件	8件	4件	- 4件
その他	18件	21件	18件	33件	+ 15件
合計	75件	121件	180件	223件	+ 43件

その他には、行政機関、教育関係機関、警察がある。

2 対応状況

	H18	H19	H20	H21	増減
自殺により死亡	1人	0人	7人	2人	- 5人
自殺を図ったが、救護等により存命	4人	9人	3人	9人	+ 6人
自殺のおそれあり（説諭等実施）	39人	63人	92人	78人	- 14人
自殺のおそれなし（いたずら等）	20人	33人	74人	104人	+ 30人
書込者が判明せず	15人	16人	20人	35人	+ 15人
合計	79人	121人	196人	228人	+ 32人

3 平成21年の主な自殺予告事案に対応した事例

【自殺を図った直後に発見し救護した例】

掲示板に自殺を予告する書き込みがあるとの通報を受けたA警察は、サイト管理者等への照会により判明したインターネットカフェ店のあるB警察に警察官の派遣を依頼したところ、店内の施錠された部屋から、首つり自殺を図り意識のない書込者を発見し病院に搬送した。

【集団自殺企図者を保護した例】

掲示板に自殺を呼びかける書き込みがあるとの通報を受けたC警察は、サイト管理者等へ契約者情報を照会。判明した書込者宅へ警察官を派遣し、自殺防止措置を実施した。また、呼びかけに呼応した者を特定する情報が無かったことから、書込者に協力をもとめ掲示板に集合場所等に関する書込を実施。集合場所に現れた呼応者に職務質問を実施したところ、硫化水素を発生させるための薬剤を所持していたことから、自殺防止措置を実施した。